

長野市スポーツ少年団規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款第44条第2項の規定に基づき、長野市スポーツ少年団（以下「本団」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 本団は、登録されたスポーツ少年団（以下「単位団」という。）をもって構成し、それを代表する組織体とする。

(目的)

第3条 本団は、この法人の目的に従い、スポーツを通じて青少年の心身を鍛練するために、市内のスポーツ少年団を育成指導することを目的とする。

(事業)

第4条 本団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成
- (2) スポーツ少年団の登録と報告
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成
- (4) スポーツ少年団体力テスト及びその他全市の行事の実施
- (5) 関係団体との連携
- (6) その他目的達成に必要な事業

(登録)

第5条 スポーツ少年団の加入は、本団並びに長野県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団への登録をもって行う。

2 前項の登録は、毎年度これを更新するものとする。

(役員)

第6条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 委員 単位団1名

(本部長、副本部長)

第7条 本部長、副本部長は、理事長が委嘱する。

2 本部長は、本団を代表し、業務を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(常任委員)

第8条 常任委員は、委員総会において選出し、本部長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、その職務を行う。

(顧問)

- 第10条 本団に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、委員総会の同意を得て本部長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本部長の諮問に応じ意見を述べるることができる。

(委員総会)

- 第11条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員を持って構成し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他本部長の付議した事項を審議する。
- 2 委員総会は、毎年1回以上開催し、本部長がこれを招集し、議長となる。
 - 3 委員総会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、本団の業務を執行する。
- 2 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し、議長となる。
 - 3 常任委員会の会議は、前条第3項の規定を準用する。

(指導者協議会)

- 第13条 本団に指導者協議会をおく。
- 2 指導者協議会について必要な事項は、常任委員会の決議により別に定める。

(事務局)

- 第14条 本団の事務は、この法人の事務局において処理する。

(規程の改廃)

- 第15条 この規程の改廃は、総会の意見を聞いて、理事会の決議により行う。

附則

長野市スポーツ少年団本部規約（昭和63年6月30日施行）は廃止する。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。